

東金市地域防災計画

(第4編 放射性物質事故編)

目 次

第1章 基本方針.....	放-1
第1節 基本方針.....	放-1
第2節 放射性物質事故の想定.....	放-3
第2章 放射性物質事故対策計画.....	放-4
第1節 災害予防対策.....	放-4
1 放射性物質取扱事業所の把握.....	放-4
2 情報の収集・連絡体制整備.....	放-4
3 通信手段の確保.....	放-4
4 応急活動体制の整備.....	放-4
5 退避誘導體体制の整備.....	放-4
6 防災教育・防災訓練.....	放-4
7 放射性同位元素等使用事業所の措置.....	放-5
第2節 放射性物質事故応急対策.....	放-6
1 災害対策本部等の設置.....	放-6
2 情報の収集・連絡.....	放-6
3 緊急時における放射線モニタリング等活動.....	放-6
4 避難等の防護対策.....	放-7
5 広報相談活動.....	放-7
6 飲料水及び飲食物の摂取制限.....	放-8
7 消防活動.....	放-8
8 広域避難.....	放-8
第3節 放射性物質事故復旧対策.....	放-9
1 汚染された土壌等の措置.....	放-9
2 各種制限措置等の解除.....	放-9
3 被災住民の健康管理.....	放-9
4 風評被害対策.....	放-9
5 廃棄物等の適正な処理.....	放-9

第1章 基本方針

第1節 基本方針

市及び県には、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）に規定される原子力事業所の立地はないが、医療機関及び試験研究機関等の放射性同位元素等使用事業所のほか、核原料物質使用事業所や核燃料物質使用事業所が存在している。

また、防災指針（原子力施設等の防災対策について（昭和55年6月30日原子力安全委員会決定））上、県外の原子力事業所の「防災対策を重点的に実施すべき地域の範囲（EPZ：Emergency Planning Zone）」には入っていない。

更に、核原料物質、核燃料物質又はこれらによって汚染された物質（以下「核燃料物質等」という。）あるいは放射性同位元素又はこれらによって汚染された物質（以下「放射性同位元素等」という。）の取扱や原子力艦寄港の状況を把握することも、国の所掌事項となっており、市及び県は、核燃料物質等又は放射線同位元素等（以下「放射性物質」という。）の規制に関して法的権限を有していない。

しかし、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質等により、水道水の摂取制限や農産物の出荷制限等、住民の生活、社会経済活動等に様々な影響が及んだ。

これらを受け、東金市地域防災計画に放射性物質取扱事業所及び防災関係機関の予防対策、応急対策及び復旧対策について定める。

なお、本計画を迅速かつ的確に推進するため、事故発生時等の具体的な対応等については、放射性物質事故対応マニュアル（平成25年3月 千葉県）による。

放射性物質事故対策については、現在、国等において各種の対策を検討しているため、今後それらの動向を踏まえ、本計画を修正する。

※核原料物質

原子力基本法第3条第3号に規定する核原料物質をいう。

※核燃料物質

原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質をいう。

※放射性同位元素

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第2条第2項に規定する放射性同位元素をいう。

※原子力事業所

原災法第2条第4号の規定にされる工場又は事業所をいう。

※核燃料物質使用事業所

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第52条の規定により使用の許可を受けている工場又は事業所をいう。

※核原料物質使用事業所

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第57条の8の規定により使用の届出をしている工場又は事業所をいう。

※放射性同位元素等使用事業所

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第3条第1項の規定により使用の許可を受けている工場又は事業所、同法第3条の2第1項の規定により使用の届出をしている工場又は事業所をいう。

※放射性物質取扱事業所

原災法に規定される原子力事業所をはじめ、放射性物質を取り扱う事業所全般をいう。

第2節 放射性物質事故の想定

放射性物質事故は、県地域防災計画に基づき、次のように想定する。

- (1) 県内の放射性物質取扱事業所施設で取り扱っている核燃料物質の種類及び量から、これらの事業所において、大量の放射線が放出される事故の可能性はないため、地震、津波、火災等の自然災害等に起因する事故を想定する。
- (2) 核燃料物質の運搬に伴う事故については、陸上輸送中の車両接触事故等により格納容器が破損し、放射性物質が放出されることなどを想定する。
- (3) 茨城県等に立地している原災法に規定される原子力事業所については、地震、津波、火災、人為的ミス等による事故等を想定する。
- (4) 原子力艦については、県外の原子力事業所の事故と同様に、地震、津波、火災、人為的ミス等による事故等を想定する。

第2章 放射性物質事故対策計画

第1節 災害予防対策

1 放射性物質取扱事業所の把握

県、市及び消防本部は、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱事業所の所在地及び取扱物質の種類等の把握に努める。

2 情報の収集・連絡体制整備

県及び市は、国、警察、消防機関、放射性物質取扱事業者等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備する。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

3 通信手段の確保

県及び市は、防災行政無線等の通信システムの整備・拡充及び相互接続による連携の確保を図る。

4 応急活動体制の整備

市は、放射性物質事故が発生した場合における職員の非常参集体制、防災関係機関との連携体制、広域応援体制を整備する。

また、市、消防本部、東金警察署及び核燃料物質使用事業者は、核燃料物質事故の応急対策に従事する者が必要とする防護服や防塵マスク等の防護資機材等の整備に努める。

更に、核燃料物質による汚染の拡大防止と除染のための資機材及び体制の整備に努める。

5 退避誘導体制の整備

市は、県内外の放射性物質事故発生時に、適切な退避誘導が図れるよう、平常時から市民、自治会及び自主防災組織の協力を得て退避誘導体制の整備に努める。

また、要配慮者及び一時滞在者を適切に退避誘導し安否確認を行うため、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、退避誘導体制の整備に努める。

なお、放射線の影響を受けやすい子ども等については十分配慮するものとする。

6 防災教育・防災訓練

市は、必要に応じて防災関係職員に対し、放射性物質事故に関する教育を実施する。市民に対しても放射性物質事故に関する知識の普及を図る。

また、県と連携して専門家等を活用し、放射性物質事故を想定した訓練の実施を図る。

7 放射性同位元素等使用事業所の措置

放射性同位元素等使用事業所の管理者は、放射性同位元素の漏洩等により放射線障害の発生やそのおそれが生じた場合、円滑かつ迅速な対応を行うため、あらかじめ消防機関、警察、市、県及び国に対する通報連絡体制の整備に努める。

第2節 放射性物質事故応急対策

1 災害対策本部等の設置

市は、事故の発生状況により必要な配備体制を検討し、災害対策本部設置前の体制又は災害対策本部を設置する。

配備体制等については、風水害等編 第2章第1節「災害対策本部活動」に定めるものとする。

2 情報の収集・連絡

放射性物質取扱事業者は、施設において、何らかの要因により、周辺環境に影響を及ぼす放射性物質の漏えい等の事故が発生した場合、又は、周辺環境に影響を及ぼすおそれのある場合には速やかに以下の事項について、国、県、市、警察及び消防等の関係機関に通報する。

通報の項目は、概ね次のとおりである。

- (1) 事故発生の時刻
- (2) 事故発生場所及び施設
- (3) 事故の状況
- (4) 放射性物質の放出に関する情報
- (5) 予想される被害の範囲及び程度等
- (6) その他必要と認める事項

また、県は、「火災・災害等速報要領」に基づき、その旨を総務省消防庁に報告し、併せて、原災法に規定する関係周辺市町村にその旨を通報する。

総務対策部は、県と密接な連携を図り、情報の入手に努める。

3 緊急時における放射線モニタリング等活動

(1) 県の措置

県は、必要に応じて、関係部局による放射線モニタリング等連絡会議を開催し、国や独立行政法人放射線医学総合研究所等の専門家の指導又は助言を得て、以下の実施項目及びその他必要な対策について検討を行い、緊急時のモニタリング活動を行うなど、放射性物質による環境等への影響について把握する。

モニタリング項目は、次のとおりである。

- ア 大気汚染調査
- イ 水質調査
- ウ 土壌調査
- エ 農林産物への影響調査
- オ 食物の流通状況調査
- カ 市場流通食品等検査
- キ 工業製品調査

ク 廃棄物調査

ケ 肥料、土壌改良資材、培土及び飼料調査

(2) 市の措置

経済環境対策部は、公共施設等に観測点を設置し、空間放射線量等のモニタリング活動を行う。モニタリングの結果は、市ホームページ等で公表する。

4 避難等の防護対策

県は、モニタリング等活動の結果等、必要な情報を市に提供する。

また、モニタリング結果等から、原子力安全委員会の提案している「屋内退避及び避難等に関する指標」に該当すると認められる場合は、国の指示等に基づき、市に対し連絡又は必要に応じて退避、避難を要請する。

これを受けて、消防防災課は、放射性物質の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するため、状況に応じて、住民に対して「屋内退避」、又は「避難」の措置を講ずる。

■防災指針で示されている屋内退避及び避難等に関する指標

予測線量（単位：mSv）		防護対策の内容
外部被ばくによる実効線量	内部被ばくによる等価線量 ・放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量 ・ウランによる骨表面又は肺の等価線量 ・プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量	
10～50	100～500	住民は、自宅等の屋内へ退避すること。その際、窓等を閉め気密性に配慮する。 ただし、施設から直接放出される中性子線又はガンマ線の放出に対しては、指示があれば、コンクリート建屋に退避するか、又は避難する。
50 以上	500 以上	住民は、指示に従いコンクリート建屋の屋内に退避するか、又は避難する。

- 注) 1. 予測線量は、災害対策本部等において算定され、これに基づく周辺住民等の防護対策措置についての指示等が行われる。
2. 予測線量は、放射性物質又は放射線の放出期間中、屋外に居続け、なんらの措置も講じなければ受けると予測される線量である。
3. 外部被ばくによる実効線量、放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量、ウランによる骨表面又は肺の等価線量、プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量が同一レベルにないときは、これらのうちいずれか高いレベルに応じた防護対策をとるものとする。

5 広報相談活動

県は、放射性物質事故が発生した場合、モニタリング結果等の情報を迅速かつ的確に広報するとともに、必要に応じ県民等からの問い合わせに係る窓口を設置し、広報相談活動を行う。

総務対策部及び企画政策対策部は、市民が必要とするモニタリング結果等の情報を迅速

かつ的確に広報する。

6 飲料水及び飲食物の摂取制限

山武郡市広域水道企業団、企画政策対策部、経済環境対策部は、市民の内部被ばくに対処するため、国の指示、指導又は助言に基づき、放射性物質により汚染され又は汚染のおそれのある飲料水及び飲食物の摂取の制限、農産物の出荷の制限、また法令に基づき食品の廃棄、回収等に必要な情報を提供する。

■食品衛生法に基づく放射性セシウムの基準

対象	放射性セシウム（セシウム 134 及びセシウム 137）
飲料水	10 ベクレル/キログラム
牛乳	50 ベクレル/キログラム
乳児用食品	50 ベクレル/キログラム
一般食品	100 ベクレル/キログラム

7 消防活動

放射性物質取扱事業所において火災が発生した場合、当該事業者は、従事者の安全を確保するとともに、迅速に消火活動を行う。

消防本部は、当該事業者からの情報や専門家等の意見を基に、消火活動方法を決定するとともに、安全性の確保に努め迅速に消火活動を行う。

8 広域避難

（１）広域避難の調整手続き

市の区域外からの広域的な避難者の受入れが必要となる場合、県は、市と協議を行う。

県から受入れの協議があり、かつ市内で同時に被災していない場合は、当該被災者を受入れる。県外からの避難者も同様である。

（２）広域避難者への支援

県は、「全国避難者情報システム」を活用し、情報を避難前に市に提供する。

市及び県は、広域避難者に対し公共施設等の受入体制を補完するため、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。

第3節 放射性物質事故復旧対策

1 汚染された土壌等の措置

県及び経済環境対策部は、国の指示、法令等に基づき、所管する施設の土壌等の除染等の措置を行う。

放射性物質取扱事業所の事業者等は、国、県、市及び防災関係機関と連携し、周辺環境における除染、除去を行う。

2 各種制限措置等の解除

県、山武郡市広域水道企業団及び経済環境対策部は、国の指示、指導又は助言に基づき、飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限等の各種制限措置等を解除する。

3 被災住民の健康管理

県及び市民福祉対策部は、被災者の状況を把握するとともに、健康状態に応じた相談や心のケアを実施する。

4 風評被害対策

県は、国及び市等と連携し、各種モニタリング結果や放射能に関する正しい知識を、広く正確にわかりやすく広報することにより風評被害の発生を抑制する。

5 廃棄物等の適正な処理

県は、国及び市（経済環境対策部）等と連携し、放射性物質に汚染された汚泥や焼却灰等の廃棄物や土壌等が適正に処理されるよう、必要な措置を講ずる。